

第4章 計画の基本事項

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 取り組みの体系
- 4 重点施策

1 基本理念

近年、核家族化の進展やライフスタイルの多様化、社会構造の変化等により、これまで家庭や地域が持っていた、ともに支え合う・助け合う相互扶助機能が低下しています。

また、高齢化の進展による独り暮らし高齢者の増加はもとより、引きこもりの長期化などに起因するいわゆる「8050問題」や、子育てと親の介護が重なるダブルケアなど、新たな社会問題も発生しており、生活上の支援を必要とする人の増加が予想されます。

地域における福祉のニーズも多様化・複雑化し、従来の福祉サービスだけでは解決しがたい生活課題も増えており、こうした課題に対応していくためには、地域住民や関係団体などが緊密に連携を深め、地域の中でお互いに助け合う仕組みをつくっていく必要があります。

国東市においても、急速な少子高齢化の進展とともに、家族形態の多様化や高齢者世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の変化や個人の価値観の多様化とあいまって、家族や地域における「つながり」の希薄化などに伴う様々な問題があふれています。

このような社会情勢の中、本市では平成20年3月に「国東市地域福祉計画」、平成25年3月に「第2期国東市地域福祉計画」を策定し、地域の福祉課題の解決に向け取り組んできたところですが、地域を取り巻く環境はその後大きく変化し、新たな生活課題も生じています。

平成26年3月に策定された「第2次国東市総合計画」では、長期的視点に立ち『悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリット都市くにさき』という将来像が定められています。また、その基本目標として『地元力充実、定住力促進、新活力創出で人口増加都市「くにさき」』をめざし、地元力充実では、福祉・安全・子育て施策の充実を掲げています。

今回策定する「第3期国東市地域福祉計画」では、この総合計画に掲げられた将来像及び基本目標を念頭に、第2期計画の取り組み状況や市民意識調査などにより明らかになった課題を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、自助、共助、公助の視点で地域に関わるすべての構成員がお互いに支え合い、助け合うことで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、家庭や地域における「つながり」が地域福祉の推進には不可欠であることから、基本理念を表すキャッチフレーズとして、引き続き「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」を掲げます。

〈キャッチフレーズ〉

人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり

2 基本目標

当初計画及び第2期計画の基本目標を引き継ぎ、国東市における地域福祉にかかわる現状・課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて国東市での地域福祉の充実をめざした本計画での基本的な方針として、次の基本目標を掲げます。

<基本目標1>

気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

地域に暮らすすべての市民が地域の一員として、孤独を抱えずにいいきと暮らしていけるよう、地域交流やバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進、福祉意識の醸成を通じて、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくりを進めます。

<基本目標2>

適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

市民一人ひとりが安心感のある豊かな暮らしを送るため、情報提供や相談支援などの充実とサービス事業者の育成を図りながら、誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを推進します。

<基本目標3>

支え合い・助け合いの地域づくり

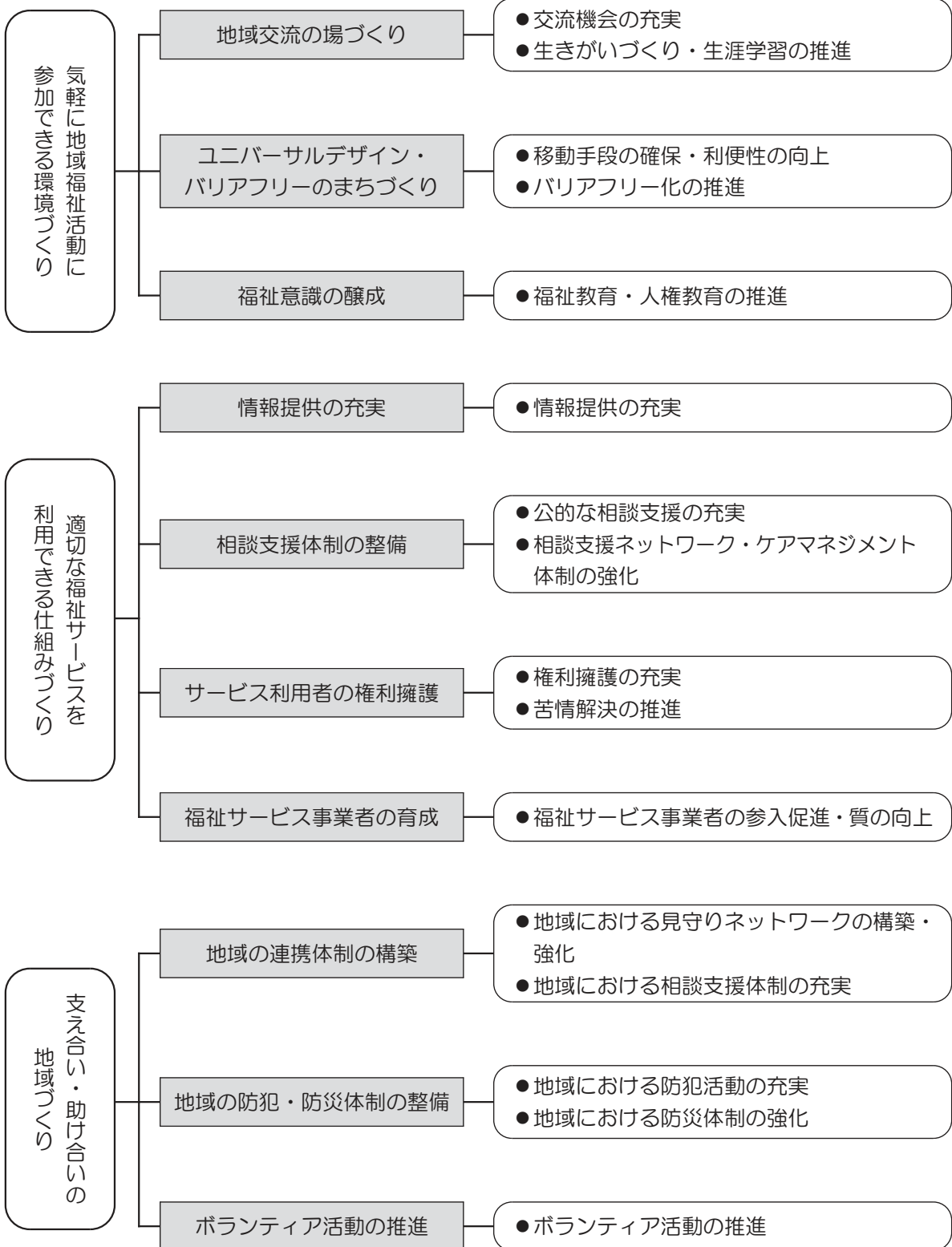
誰もが安心して住み慣れたまちで充実した暮らしを送れるよう、地域の連携体制の構築やボランティア活動への支援、地域における防犯活動の充実や防災体制の強化を図り、福祉サービスをより充実させるため、支え合いや助け合いの地域づくりを進めます。

3 取り組みの体系

【基本目標】

【施策の柱】

【具体的な取り組み】



4 重点施策

本計画では、以下の3つを重点施策として定め、本市における地域福祉の今後のより一層の推進をめざして実施していきます。

(1) 地域支え合い活動推進事業の展開

団魂の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。本市では、その取り組みの一つとして、高齢者が健康で元気に日常生活を過ごせるよう「いきいきセルフケア教室」や「健康づくり応援教室」「週一元気アップ教室」等様々な介護予防事業を展開しています。

そして、更なる取り組みとして高齢者が常日頃感じている買い物や掃除等の生活上の「困りごと」を解消するため、社会福祉協議会と協働し、地域住民同士の支え合い活動（自分たちのできる生活支援）の仕組みづくりを行っているところです。

現在市内では、住民同士の支え合い活動の支援として竹田津地区に竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」、上国崎地区にサポートセンター「あらたにカフェ」が設立され、地域のニーズに応じた取り組みが行われており、他地区においても設立に向けた準備が進められています。今後もこの地域住民同士の支え合い活動が市内全域で行われるよう「くにさき地域応援協議会“寄ろう会（え）”」を中心に、市全域で地域の支え合い活動『地域づくり』を応援していきます。

(2) 生活困窮者自立支援制度の推進

近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に少子高齢化の進展や、単身世帯、ひとり親世帯の増加等世帯構造の変化、家族、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、また、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

このような背景をもとに平成27年4月「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護には至らない生活困窮者が、社会への自立等を含め困窮状態から脱却するための支援策が強化されました。

この法律にもとづき、本市では社会福祉協議会に相談窓口を設置し、相談者一人ひとりの状況やニーズに応じて、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計相談支援事業、就労準備支援事業に取り組んでいます。なお、今後は、現状の相談内容等を踏まえ、本市の独自事業として社会福祉協議会が実施している無料職業紹介事業とも連携しながら幅広く対応していきます。

生活困窮者自立支援制度は、まだ生活保護には至っていない人を早期に支援し、社会的参加と自立を促す「第2のセーフティネット」としての役割を持ちますが、生活困窮者等が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しいため、「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく「相互に支え合う」地域を構築しなければなりません。

今後は、様々な分野における社会資源との連携を促進し、関係機関、地域住民等による「地域づくり」の取り組みを進めていく必要があります。

(3) 成年後見制度の普及と利用促進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な方については、財産の管理や日常生活等に支障があることから、成年後見制度や社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等の利用により支援を行っています。今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、成年後見制度の必要性は一層高まりその需要はさらに増大すると考えられますが、本制度が十分に認知され、また利用されている状況にはありません。

このような背景をもとに平成28年5月、「成年後見制度利用促進法」が施行され、また翌年3月には成年後見制度の推進に係る施策の総合的かつ計画的な推進を目的として、「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されたところです。

この国の基本計画を踏まえ、本市では今後、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定め、制度の周知及び利用促進等に努めていく必要があります。

また、大分県内では権利擁護体制の構築にあたり、運営費等の問題から複数の自治体による広域型の権利擁護センターの設置が進められており、現在、本市においても広域型権利擁護センターの設置に向けた検討が始まったところです。